

がん患者の皆様へ

# 医療用ウィッグ・乳房補正具の購入費用を助成します

二戸市では、がん患者の皆様が、治療により生じた脱毛などの容姿変化をカバーし、安心して療養生活や社会参加に取り組むための一助となるよう、医療用補正具の購入費用の一部を助成します。

## 対象となる方

下記の全ての項目を満たす方が対象です。

- 二戸市内に住所がある方
- がんと診断され、治療に伴う脱毛や乳房切除などにより医療用補正具を購入された方
- 申請する補正具について、過去に二戸市や他の自治体で助成等を受けていない方

## 対象補正具・対象経費

令和3年4月1日以降に購入した下記の医療用補正具

補正具の種類	助成対象経費
医療用ウィッグ	全頭用の医療用ウィッグ1台の購入費
乳房補正具（右側）	補正パッド又は人工乳房（これらを固定する下着を含む。） 1個の購入費
乳房補正具（左側）	

（注1）対象経費には、消費税及び地方消費税を含みます。

（注2）購入のために要する交通費、送料、代金決済手数料等の諸費用及び付属品、ケア用品等の購入費用は対象となりません。

## 助成金の額

助成対象経費の**2分の1の額**（千円未満は切り捨てた額）で、上限は下記のとおり

- ・医療用ウィッグ **上限3万円**
- ・乳房補正具（片側につき） **上限2万円**

（注）助成対象者1人につき、補正具の種類ごとに1台（個）、1回限りの交付となります。

## 申請方法

下記の書類を二戸市健康福祉企画課（二戸市総合福祉センター内）まで持参、または郵送により提出ください。

- ①二戸市がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②がん治療受診証明書（様式第2号）またはがん治療を受けていることを証明する書類（治療に関する説明書、診断書、治療方針計画書、診療明細書等）の写し
- ③対象となる補正具を購入したことを証明する書類（品名や金額の記載のある領収書）の写し
- ④本人を確認する書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）の写し

## 申請期限

補正具を購入した日の属する年度の末日

申請書類は、二戸市総合福祉センター健康福祉企画課または浄法寺総合支所地域支援課窓口に備えてあるほか、二戸市ホームページからもダウンロードできます。

## 申請窓口および問い合わせ先

二戸市健康福祉部健康福祉企画課

〒028-6198 二戸市福岡字八幡下 11-1（二戸市総合福祉センター内）

☎0195-23-1314（内線 287）

制度にかかるQ&A

No.	質問	回答
<b>■ 医療用ウィッグに関するもの</b>		
1	部分用ウィッグや毛髪付き帽子、また頭皮保護用ネットは対象になりますか。	対象となりません。 全頭用ウィッグ本体の購入価格（税込）が助成対象です。
2	医療用ウィッグのJIS規格（JIS 9623）適合以外のウィッグは対象外ですか。	JIS規格適合品以外のウィッグも助成対象となります。
<b>■ 乳房補正具に関するもの</b>		
3	乳房補正具はどのようなものが対象になりますか。	補正パッド又は人工乳房、及びこれらを固定する下着の1個の購入費が対象です。「①補正パッド、②人工乳房、③補正パッド+固定する下着（補正機能付きの下着も含みます）、④人工乳房+固定する下着」の4パターンを1個の購入経費とみなし、③④の場合、購入日が異なる場合も対象とします。 また、補正機能の付かない下着単体では申請できません。
4	2枚セットで販売されているパッドを購入した場合、2枚とも助成を受けられますか。	片側で1度に装着する枚数が複数にわたる場合（左胸に2枚のパッドを入れて使うなど）、その枚数分の合計を「1個」とみなして助成対象とします。 1枚ずつ使う場合は、購入金額の半額を購入経費として申請書に記載してください。
5	乳房補正具は、乳がんによるものに限られますか。	乳がん以外でも、がん治療による外見の変化をカバーする乳房補正具であれば対象となります。
6	乳房再建手術を行いました、その費用は助成対象となりますか。	対象となりません。乳房補正具の購入費用が対象となります。
<b>■ 助成制度全体について</b>		
7	助成対象者は女性限定ですか。	性別は限定しません。
8	助成対象者に年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。18歳未満の方も対象となりますが、申請者は保護者となります。
9	補正具を購入した時点で二戸市内に住所があればよいですか。	補正具購入時点と申請時点において、二戸市内に住所があることが必要です。
10	過去に他県や県内の他市町村でウィッグ等の購入助成を受けた場合、本事業の対象となりますか。	すでに他の市町村等でウィッグ等の購入経費に対する助成を受けている場合、別のウィッグ等を購入しても本事業の対象となりません。
11	体調が悪く窓口に行けない場合、申請はどうすればよいですか。	郵送や家族による申請も可能です。ただし、対象者が死亡した場合は助成の対象外となります。
12	過去にがん治療を受けており、現在その治療に起因して脱毛症状が出ている場合、補正具購入の助成対象となりますか。	過去にがん治療を行っていたことを確認できれば（必要書類が揃えば）、治療を受けた日を問わず助成対象となります。
13	ウィッグの助成を受けた後に乳房補正具を購入した場合、再度申請できますか。	種類が異なれば申請できます。ウィッグと乳房補正具（左右）についてそれぞれ1回ずつ、1台（個）限り助成が受けられます。
14	前年度に購入した補正具も助成対象となりますか。	前年度に購入した補正具は対象となりません。補正具を購入した日の属する年度内に申請を行ってください。
15	領収書に内訳の記載がない場合、申請は可能ですか。	内訳のない領収書では申請できません。領収書には、必ず宛名（申請者氏名）、購入日、購入金額、金額の内訳、領収書発行者の名称が記載されている必要があります。 金額の内訳の記載がない場合は、レシートや領収内訳書、カタログなど、購入内容が確認できるものを併せて提出ください。
16	インターネットで購入し、クレジットカード決済にしたため領収書がない場合はどうすればよいですか。	まずは購入店に領収書の発行を依頼してください。 難しい場合は、受注メールや納品書の写しなど、購入者、購入日、購入金額、明細、購入店舗等が分かるものを提出してください。
17	申請後の流れについて教えてください。	申請書類に基づき内容の審査を行い、交付決定又は交付却下通知書を送付します。交付決定した場合、指定した口座に助成金が振り込まれます。